

回 答 書

令和4年8月16日

〒730-0017

広島県広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル3階D号室

特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長 木村 豊 殿

株式会社ゼクシス

代表取締役社長 長岡



拝復 弊社は、貴法人よりいただきました令和4年8月8日付「消費者契約法第41条第1項に基づく請求書」（以下「本書面」といいます。）に対し、以下のとおり、ご回答いたします。

- 1 当クラブからの退会手続に関する弊社の考えは、令和3年11月30日付回答書で回答させていただいたとおりです。
- 2 もっとも、本書面において、転居や病気、会員の死亡等により、当クラブに会員本人や代理人等が来場することが困難な場合があるのご指摘をいただいていることを踏まえまして、弊社といたしましては、ご指摘のような場合に対応するため、「スパ&フィットネス ゼクシス 会則」13条を別紙のとおり、改定することとさせていただきます。
- 3 以上をもって、回答とさせていただきます。

敬具

(別紙)

スパ&フィットネス ゼクシス 会則

第13条 (退会)

会員が本クラブを退会する場合には、退会を希望される月の25日(25日が休館日の場合は前営業日)までに本クラブ所定の退会届を提出するものとします。提出期日以降の手続きに関しては翌月分の月会費の納入義務が生じます。

退会の届出は会員本人、未成年の場合は会員本人もしくはその保護者が本クラブにて行って頂きます。会員が死亡した場合でも親族またはこれに準ずる者からの退会届が必要となります。但し、病気やケガなどのやむをえない理由により、本クラブへ来場が困難な場合のみ代理の方による退会の届出ができるものとし、その場合は代理人の身分証明書の提示並びに写しを申し受けます。また、やむを得ない理由により代理の方等による退会の届出も困難であると本クラブが認める場合には、本クラブが別途ご案内する郵送手続により退会の届出ができるものとします。

尚、電話・ファックス・Eメール等による届出はできません。また、退会届が提出されない限りは自動更新とし、本クラブに在籍となります。理由の如何を問わず、また本クラブの利用回数の有無にかかわらず、会員には月会費の納入義務が生じます。会費等に未納金がある場合には全て完納していただきます。また、会費等の返還は行いません。